

6 児童発達支援管理責任者の配置要件等について

ア 経過措置等について（令和3年度まで）

令和元年度より児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが変更となったことに伴い、令和3年度までに基礎研修修了時点で実務経験を満たしている方について経過措置等が示されておりましたが、令和4年度からにつきましては、実践研修を修了していなければ児童発達支援管理責任者として従事できなくなります。（基礎研修修了のみで児童発達支援管理責任者として従事できません。）

イ 更新研修について

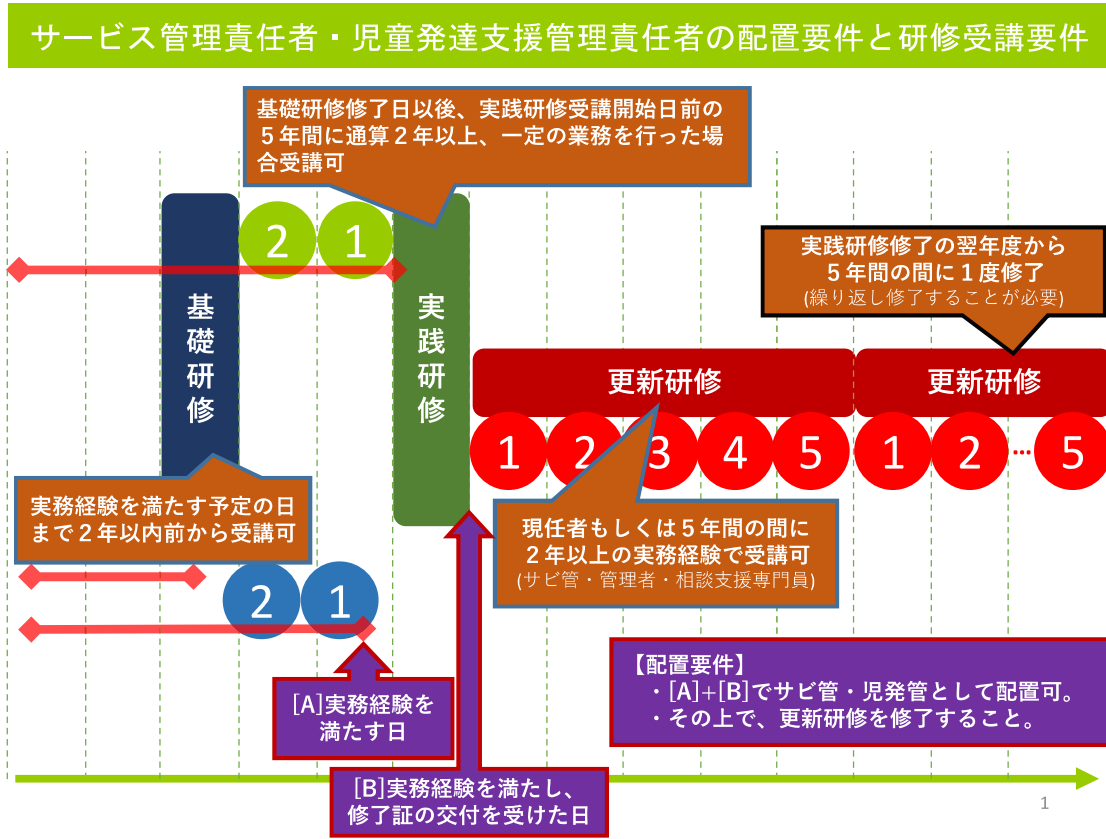
（平成30年度以前（旧体系）に児童発達支援管理責任者研修を受講した方）

平成30年度までの研修体系（旧体系）において受講済みの方については、平成31年4月以降、5年間は、更新研修受講前でも引き続き児童発達支援管理責任者として従事可能。ただし、この場合、5年間の間（令和6年3月31日まで）に更新研修を修了し、以降5年ごとの更新研修を受講しなければなりません。

<児童発達管理責任者の配置要件等に係る資料>

- ・令和3年度愛知県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）実施要領（別紙3 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置要件・研修受講要件）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置要件・研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

